

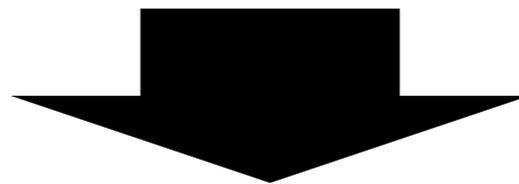
一類感染症の疑似症患者に係る情報の公表時期について

【現在】(エボラ出血熱に限る)

- 「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成27年10月2日付け健感発1002第1号)に基づき、エボラ出血熱の疑似症患者が発生した段階(診断目的で国立感染症研究所に検体を搬送した時点)で、以下の内容を公表することとしている。

厚生労働省記者発表内容

1. 疑似症者発生、検査実施の旨
 2. 該当者属性:年齢(年代)、性別、滞在国、症状、滞在国での接触歴、居住都道府県名/外国籍、他の感染症罹患の有無、入院先医療機関の所在都道府県
 3. 搭乗便名・発着地・乗客数等【入国時発症の場合】 ※入国時発症の場合は、国土交通省においても記者発表
- WHOによるPHEIC宣言がなされている現在は、流行地域への渡航歴及び38°C以上の発熱等の臨床症状のみをもってエボラ出血熱の疑似症患者とみなすこととしており、感染症にかかっている蓋然性が低い場合であって念のため検査を実施する場合にも全て公表を行っている。



【今後の対応】

- 原則として、疑似症患者が発生した段階(国立感染症研究所に検体が到着した時点(※))で速やかに公表を行う。
(※)国立感染症研究所に検体が確実に到着するようにするため。
- ただし、疑似症患者のうち、他者に感染させる可能性がある時期の患者(疑似症患者を含む。)の体液等及び患者が発生している地域において感染を媒介する生物等との接触歴がない者については、感染症にかかっている蓋然性が低いため、国立感染症研究所の検査により当該感染症にかかっていることが確定した段階で公表を行うこととする。